

福岡県文化団体連合会細則

前回改正 平成21年6月

最終改正 平成22年6月

（準 拠）

第1条 福岡県文化団体連合会会則第17条に基づき、この細則を定める。会則及びこの細則に定めていない事項は、会長が定めるものとする。

（入会制限）

第2条 営利、政治、宗教などを目的とし、本会の趣旨に沿わない団体の加盟は認めない。

2 福岡県暴力団排除条例に抵触する団体の加盟は認めない。

（市町村単位の総合的文化団体）

第3条 市町村単位の総合的文化団体とは、市町村域全体を網羅している文化団体をさす。

（広域的分野別文化団体）

第4条 広域的分野別文化団体とは、ほぼ全県的な範囲で活動を行っている分野別の文化団体をさす。

2 分野別文化団体として、学術的団体の加盟を認めることができる。

（入 会）

第5条 会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、常任理事会の承認を得なければならない。

（退 会）

第6条 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 会員である団体が解散したときは、退会したものとみなす。

（除 名）

第7条 会員が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、理事会において出席者の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

(1) 会費を2年以上納入しなかったとき。

(2) この会の名誉を毀損し、又はこの会の設立趣旨に反する行為を行ったとき。

2 前項第2号の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う理事会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

（抛出金の返還）

第8条 すでに納入した入会金、会費その他抛出金は、返還しない。

（常任理事の選出）

第9条 常任理事は、市町村単位総合的文化団体と広域的分野別文化団体のそれぞれから10名以内を互選する。市町村単位総合的文化団体においては、別表のブロックごとに「県文連ブロック協議会」を設け、その会長に選出された者をもって充てる。

2 特別個人会員の中から代表として選出された者を常任理事に充てる。

(役員任期)

第10条 補欠又は増員による専務理事、理事を除く役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 専務理事、理事を除く役員任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第11条 理事を除く役員に役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会において出席者の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

(理事会)

第12条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
 - (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) 専務理事、理事を除く役員選任、解任、入会金、会費の額の決定
 - (4) 会則の変更
 - (5) その他、会の運営に関する重要な事項
- 2 臨時理事会は、常任理事会が必要と認めるとき、又は総理事の5分の1以上若しくは監事からの会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

(常任理事会)

第13条 常任理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 理事会の議決した事項の執行に関する事
 - (2) 理事会に付議すべき事項
 - (3) 会員の加盟の承認
 - (4) 細則の改正
 - (5) 緊急な業務の執行に関する事
 - (6) その他、理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 常任理事会は、理事長が必要と認めるとき、又は常任理事の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

(書面表決等)

第14条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の者を代理人として表決を委任することができる。

(議事録)

第15条 会議の議事については、会議の日時、場所及び発言要旨等必要事項を議事録として作成しておかねばならない。

(別表)

市町村単位の総合的文化団体

ブロック名	当 該 市 郡
福岡市	福岡市
北九州市	北九州市
福岡 I	宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡(宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、粕屋町、久山町)
福岡 II	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、筑紫郡(那珂川町)
北九州	直方市、中間市、宮若市、遠賀郡(芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町) 鞍手郡(鞍手町)
北筑後	久留米市、朝倉市、小郡市、うきは市、朝倉郡(筑前町、東峰村) 三井郡(大刀洗町)
南筑後	大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、三潞郡(大木町) 八女郡(広川町)
筑豊	飯塚市、田川市、嘉麻市、嘉穂郡(桂川町) 田川郡(香春町、添田町、福智町、糸田町、川崎町、大任町、赤村)
京 築	行橋市、豊前市、京都郡(苅田町、みやこ町) 築上郡(築上町、吉富町、上毛町)